

区政会議におけるご意見への対応方針

資料 4

※会議の中で出たご意見やご意見票等により会議外でいただいた主なご意見について、適宜要約して記載しています。会議内での詳細な発言内容については、議事録・議事要旨にてご確認ください。

会議内で回答した発言の補足や訂正がある場合はその旨の注釈を記載しています。

なお、局所管事業等、区役所の所管外となるご意見については記載していませんが、いただいたご意見は所管部局へ伝達しています。

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
1	R7.3.17	令和6年度第2回全体会議	前原委員	【大阪市防災アプリについて】 津波発生時の避難ですが、自動車を運転している方が避難をする時に、避難方法を忘れていたり混乱してしまい、緊急車両が通行できないように駐車してしまう可能性があります。防災アプリを見れば運転中の避難の方法が分かるようなマニュアルがあれば良いと思います。（事後意見）	災害発生時の被害を最小限にとどめるためには日頃からの備えが大切です。大阪市では、ホームページ及び市民防災マニュアル並びに水害ハザードマップ等により市民等に対して、災害時の知識、災害への備え、災害時の行動について、普及啓発を図っております。 自動車運転中の災害発生時の避難方法などについては、市民防災マニュアル4ページ～5ページに掲載しており、大阪市防災アプリでもPDFファイルでご参照いただけます。また、大阪市防災アプリ内のリンク集には災害発生時に必要な情報を収集するために役立つホームページを掲載しており、様々な防災情報を得ることが出来ます。いただいた御意見を踏まえまして、災害発生時混乱している中でも的確な情報が確認できるよう、リンク集への掲載を検討するなど、当該アプリを運用管理している危機管理室へ伝えております。	市民協働課
2	R7.3.17	令和6年度第2回全体会議	前原委員	【大阪市防災アプリについて】 マンションや戸建住宅の倒壊の恐れが無い場合、在宅避難をすることになりますが、水道管やトイレの水が流れる配管に被害があった場合、水を流せない可能性が高くなるので、国土交通省が公表している『災害時のトイレ、どうする？』を大阪防災アプリからリンクで見れるようになれば良いと思います。（事後意見）	災害発生時の被害を最小限にとどめるためには日頃からの備えが大切でありますので、大阪市では、ホームページ及び市民防災マニュアル並びに水害ハザードマップ等により市民等に対して、災害時の知識、災害への備え、災害時の行動について、普及啓発を図っております。 また、大阪市防災アプリ内のリンク集には災害発生時に必要な情報を収集するために役立つホームページを掲載しておりますが、いただいた御意見を参考に、災害時のトイレにつきましてもリンク集への掲載を検討するなど、当該アプリを運用管理している危機管理室へ伝えております。	市民協働課
3	R7.3.17	令和6年度第2回全体会議	湊委員	【AIオンデマンド交通について】 区内の公共交通に関して非常に重要な取組だと思いますので、区政会議委員へ共有できることがあれば教えていただきたいです。	本市都市交通局の実施によるAIオンデマンド交通の社会実験については、Osaka Metro Groupより事業提案が出され、令和7年6月19日に開催した連合会長会と区長との意見交換会の場で、都市交通局及び大阪市高速電気軌道株式会社より事業概要についての説明がなされたところです。今後は、AIオンデマンド交通検討会議及び運賃協議会等を経て、令和8年3月以降に実施される予定です。 ※AIオンデマンド交通とは 従来の定時定路線型ではなく、利用者の予約に対して、A Iによる最適な運行ルート、配車をリアルタイムに行う乗合輸送サービス	政策企画課

No.	意見聴取の場			委員意見	区の回答・対応方針	担当課
	開催日	会議名	委員名			
4	R7.3.17	令和6年度第2回全体会議	湊委員	【防災備蓄について】 毎年、淀川区では人口が増加しておりますが、備蓄物資の量が一定の場合、カバー率が下がります。行政として備蓄物資の保管場所に限度があることから、区民に対して、備蓄の啓発をしているとのことですが、備蓄は進んでいるのでしょうか。また、保管場所が不足しているのであれば、増やすことも計画すべきではないでしょうか。さらに、大阪市にはいくつかの広域のための備蓄拠点がありますが、そのうち、津波浸水エリア内にある拠点は機能するのでしょうか。また、この広域の備蓄拠点は人口増加に対応して、備蓄数量を増やしているのでしょうか。（事後意見）	大阪市では、大規模災害などにより市民が避難所への避難を余議なくされることになった場合に備え、「大阪市避難所運営にかかる備蓄計画」に基づき、食料や飲料水、生活関連品等の備蓄を備蓄拠点や地区備蓄拠点、各区の災害時避難所に配備しております。災害時避難所での備蓄数量につきましては、引き続き学校施設管理者と協議しながら保管場所スペースの確保に努めます。 また、避難生活の長期化に備え、国や他自治体からの救援物資の受入体制を整備するとともに、備蓄保管と並行して、近隣市との物資の相互融通協定、民間事業者からの物資の供給や輸送等に関する協定締結を推進するなど必要な物資の確保に取り組んでいます。引き続き需要に応じて必要な物資を柔軟に調達できるよう努めてまいります。	市民協働課